

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本規第1451号  
令和6年5月17日  
宮城県警察本部長

宮城県警察交通管制要綱の一部改正について（通達）  
交通管制業務については、「宮城県警察交通管制要綱の全部改正について（通達）」  
（平成27年7月21日付け宮本規第1640号）により実施してきたところであるが、別添  
のとおり宮城県警察交通管制要綱の一部を改正し、令和6年6月1日から施行するこ  
ととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。  
なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

## 別添

### 宮城県警察交通管制要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、道路における交通の安全と円滑を図るため、県内及び隣県における交通情報の迅速かつ的確な把握並びに交通情報に即応した交通管制の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

##### (1) 交通管制

道路交通に関する情報の一元的な収集及び分析を図り、交通状況の変化に即応した最適な交通流の管理及び運用を行うことをいう。

##### (2) 交通情報提供施設

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条の7第1項第3号に規定する交通情報提供施設をいう。

##### (3) 交通情報

次に掲げる情報をいう。

##### ア 交通障害情報

自然災害、交通事故その他の事由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び通行の制限（以下「交通障害」という。）に関する情報（道路使用情報を除く。）

##### イ 道路使用情報

道路における工事若しくは作業又は競技会等の開催に伴う道路使用に関する情報

##### ウ 交通渋滞情報

車両の過度集中、道路工事、交通事故等の事由により、道路上における車両の交通が滞り、速度が次表のとおりとなっている状態（以下「交通渋滞」という。）に関する情報

道路区分	「交通渋滞」と表現すべき速度
郊外部の高速自動車国道及び自動車専用道路	40キロメートル毎時以下
都市部の高速自動車国道及び自動車専用道路	20キロメートル毎時以下
その他の道路	10キロメートル毎時以下

#### 3 交通管制の対象道路

交通管制の対象道路は、次のとおりとする。

- (1) 高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、県道等の主要幹線道路
- (2) 交通障害若しくは交通渋滞（以下「交通障害等」という。）の発生又は道路使用の実施により、幹線道路の交通に著しく影響を及ぼすと認められる道路

#### 4 運用体制

- (1) 警察本部に、宮城県警察交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）、石巻警察署及び気仙沼警察署に設置する交通管制サブセンター（以下「交通管制サブセンター」という。）並びに古川警察署に設置する交通管制ミニセンター（以下「交通管制ミニセンター」という。）の運用責任者を置き、交通部交通規制課長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、宮城県警察高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）と連絡を密にして、交通管制の円滑な運用に努めなければならない。
- (3) 石巻警察署長、気仙沼警察署長及び古川警察署長は、交通管制サブセンター又は交通管制ミニセンターの運用に関し第一次的な管理上の責任を負うほか、運用責任者と連絡を密にして、円滑な交通管制の運用に努めなければならない。

#### 5 交通管制センターの業務

交通管制センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交通情報の収集、分析、通報、提供及び広報に関すること。
- (2) 交通障害等の処理に関すること。
- (3) 交通管制センターに設置する交通管制システム（以下「交通管制システム」という。）による交通の監視及び信号機等の制御に関すること。
- (4) 交通管制システムの保守、管理及び運用に関すること。
- (5) その他交通管制に関すること。

#### 6 交通情報の収集

- (1) 運用責任者は、交通管制システムにより交通情報を収集するほか、道路管理者（道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、広域的な交通情報の収集に努めなければならない。
- (2) 警察署長等は、街頭活動、道路使用許可関係事務等の各種業務を通じて、交通情報の収集に努めなければならない。
- (3) 運用責任者は、収集した交通情報の分析及び整理を行い、交通管理上の資料として有効な活用を図らなければならない。

#### 7 交通情報の報告

- (1) 警察官は、交通情報を認知したときは、必要に応じ、混雑の緩和、危険の防止等の措置を講ずるとともに、その状況を速やかに警察署長等に報告しなければならない。
- (2) 警察署長等は、交通管制の対象道路における交通に影響を及ぼすことが予測さ

れる交通情報を認知したときは、必要に応じ、交通規制、現場での広報等の措置を講ずるとともに、交通情報の種別、交通障害等の発生日時、場所、原因及び復旧又は解除の見通し、交通規制の実施状況等について運用責任者に報告しなければならない。

## 8 交通情報の提供等

### (1) 交通情報の提供

ア 運用責任者は、収集した交通情報を総合的に分析し、必要と認める交通情報について、交通情報提供施設により道路利用者等に積極的に提供しなければならない。

イ 運用責任者は、道路管理者と緊密に連携し、交通情報と道路管理者が所有する道路情報との調整を図るとともに、公益財団法人日本道路交通情報センター、報道機関等に対し、収集した交通情報を積極的に提供するものとする。

ウ 運用責任者は、長期間又は大規模な交通規制を伴う交通情報を収集したときは、関係する所属長（警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の長、警察学校長並びに警察署長をいう。）に対し、当該情報を通報するものとする。

### (2) 交通情報提供施設の運用

ア 交通情報提供施設の運用は、運用責任者が行うものとする。

イ 警察署長等は、特別な事由により交通情報板（規則第38条の7第1項第3号に規定する交通情報板をいう。ウにおいて同じ。）に表示をする必要がある場合は、運用責任者に依頼するものとする。

ウ 運用責任者は、前記イの依頼を受けた場合において、必要があると認めるときは、交通情報板に当該依頼による表示を行うものとする。

## 9 緊急時の措置

運用責任者は、収集した交通情報に基づき早急に措置する必要があると認めるときは、関係する警察署長等及び現場の警察官に対し、交通障害等の早期解消のため必要な措置を講ずるよう指示することができる。

## 10 交通障害等の解消措置

(1) 警察署長等は、交通障害等が2以上の警察署の管轄区域又は隣県まで及ぶおそれがあると認められるときは、運用責任者に対し必要な措置を要請するものとする。

(2) 運用責任者は、収集した交通情報による影響が広域に拡大すると認められる場合は、交通部長に報告した上で、関係都道府県警察、関係警察署長等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(3) 運用責任者は、他の都道府県警察から広域う回又は通行禁止等の要請があったときは、交通部長に報告した上で必要な措置を講ずるものとする。